



全社協・地域福祉部 News File No.56

令和3年1月6日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- I P 端末を使用した顔の見える交流活動
(北海道・鶴居村社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会「第7回企画小委員会」(令和2年12月21日)
- 全社協・地域福祉推進委員会「第5回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」
(令和2年12月22日)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行」(令和2年12月25日)
- 厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(令和2年12月25日) 及び「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」
(令和2年12月28日)
- 厚生労働省「生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」(令和2年12月16日)

制度・施策等の動向

- 内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月24日)
- 厚生労働省「「社会福祉法人の認可について」等の改正」(令和2年12月25日)
- 法務省「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント」(締切:令和3年1月27日)

情報提供・ご案内

- 日本ボランティアコーディネーター協会「新春企画! オンライン対談:社協のこれからをマジで考える~社協経営に第三の道はあるのか?~」(令和3年1月12日~14日)
- 東京ボランティア・市民活動センター「コロナ禍とボランティア・市民活動~これまでとこれから~」(令和3年1月30日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<配信元>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

IP 端末を使用した顔の見える交流活動

(北海道・鶴居村社会福祉協議会)

鶴居村では、村内5地区で地域住民によるサロン活動が行われていましたが、コロナ禍で令和2年2月末より休止となりました。鶴居村社会福祉協議会では、参加者から「集えなくて寂しい」という声が聞かれたことを受け、各地域のサロン代表者と協議し、サロンを運営する住民が参加者に IP 端末を使用してテレビ電話を行い、顔の見える交流を行う活動を6月より始めました。

IP 端末は、双方向告知システムを利用した機器で、光ネットワークにより行政と住民が双方向でやりとりができる新しいコミュニケーションツールです。村の施策で各家庭に設置されており、各関係機関からのお知らせなどをご自宅にしながら受け取ることができます。またテレビ電話としての機能も有していますが、あまり活用されていませんでした。電話を受けた参加者からは、顔が見えていいと喜ばれています。



令和2年7月6日～10日にも村内で大々的にテレビ電話による交流が図られ、気になる世帯には訪問をするなど、各地区で試行錯誤の取り組みが行われています。「育てた野菜の写真をサロン仲間に LINE で送り合うなど、これまで気づいていなかった日常のつながりを感じる機会にもなっている」と村社協の高瀬仁さんは話します。



未来の豊かなつながりアクション | 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉推進委員会「第7回企画小委員会」(令和2年12月21日)

令和2年12月21日、全社協・地域福祉推進委員会「第7回企画小委員会」(WEB会議)が開催され、①重層的支援体制整備事業の実施、②市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定について検討が行われました。

改正社会福祉法の重層的支援体制整備事業については、各委員の都道府県における準備状況や実施に向けて想定される課題等について検討を行いました。

委員からは、「重層的支援体制整備事業は国の予算が複雑で自治体が取り組む場合と取り組まない場合の双方で、社協側からの具体的な提案が必要」、「重層的支援体制整備事業の実施に向けては行政との事前準備等の打合せが必要」、「重層的支援体制整備事業を地域福祉活動計画に位置付けることが重要」等の意見が出されました。



なお、今回の企画小委員会での議論の内容等を踏まえ、全社協では、令和2年12月24日付で「重層的支援体制整備事業に関する政省令の公布について(報告)」(令和2年12月24日付全社地発第404号)を都道府県・指定都市社協宛に発出しました。この中では、今般の改正が、制度の縦割りを克服して、地域住民を主体とした地域福祉を推進する好機であり、これまで社協としてめざしてきたことが政策化されたものと受け止めて、市区町村と協議し、重層的支援体制整備事業について、各市区町村社協において積極的に取り組むことが期待されていることをあらためて強調しました。その上で、都道府県・指定都市社協に対して、引き続き、重層的支援体制整備事業に係る情報提供と事業実施に向けた支援等を依頼しました。

また、「市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策」の改定に向けて検討を行いました。

改定にあたっては、全国経営協との共同宣言「ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けた共同宣言～社会福祉法人と社協のさらなる連携・協働へ～」の内容をしっかりと盛り込むとともに、共同宣言の周知を図ることとしました。

ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けた共同宣言～社会福祉法人と社協のさらなる連携・協働へ～

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、私たち社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設は連携・協働し、地域のネットワークを広げながら持続可能な地域づくりと地域生活課題の解決を目指し、以下、ともに実行していくことを宣言します。

- 一 私たちは、都道府県・指定都市圏域、市区町村圏域それぞれにおいて、地域住民や多様な福祉組織・関係者との「連携・協働の場」の活性化をともに進めます。
- 一 私たちは、地域住民や多様な福祉組織・関係者、行政等とのネットワーク化を図りながら、地域生活課題の発見と情報共有をともに進めます。
- 一 私たちは、地域における包括的・重層的な支援体制づくりを主導し、多機関協働と多職種連携のもとに、地域生活課題の解決に向けた多様な実践や事業・活動の開発・展開をともに進めます。

次回、第8回幹事会は、1月21日に開催する予定です。

全社協・地域福祉推進委員会「第5回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」 (令和2年12月22日)

令和2年12月22日、全社協・地域福祉推進委員会「第5回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」(WEB会議)が開催され、①社会保障審議会介護給付費分科会「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」(案)、②令和2年度経営基盤強化セミナーについて検討が行われました。

社会保障審議会介護給付費分科会「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」(案)については、本幹事会での議論をもとにとりまとめた「令和3年度介護報酬改定に関する要望書～コロナ禍における地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現～」(令和2年11月30日)をもとに、令和3年度介護報酬改定への要望内容の反映状況等について意見交換を行いました。

訪問介護における看取り期の対応の評価や介護予防支援の充実、介護職員等特定処遇改善加算の更なる充実と事務手続きの簡素化、事業所の裁量拡大、中山間地や過疎地域、豪雪地帯等におけるセーフティネット維持のための対策等において、一定要望内容が反映されたことを確認しました。

その上で、サービス提供責任者のマネジメント等の適切な評価や地域特性に応じた送迎の対応の評価等について、社協が実施する介護サービス事業の実態を踏まえ、引き続き、要望していくこととしました。



また、「令和2年度社協経営基盤強化セミナー」の実施方法等について検討を行いました。年度当初、令和3年2月25日～26日の2日間での対面による集合研修の実施を案内していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンデマンド配信とライブ配信による開催方法で実施することとしました(開催要綱は、1月中下旬頃を目途にホームページに掲載予定)。

令和2年度社協経営基盤強化セミナーの概要

(1) オンデマンド配信の主な内容(予定)

行政説明「令和3年度介護報酬改定のポイント」

説明①「令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の戦略的な展開」

説明②「令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の経営分析の視点」

説明③「都道府県社協における市区町村社協介護サービス経営支援」

(2) ライブ配信

日 時：令和3年2月25日(木) 13時30分～15時30分(120分)

会 場：WEB会議(zoomミーティング)

テーマ：介護サービス事業経営における感染症発生時のBCP策定

参加費：無料

次回、第6回幹事会は、2月18日に開催する予定です。

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行」(令和 2 年 12 月 25 日)

令和 2 年 12 月 25 日、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長や様式の改正等を行う「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました(施行日：令和 3 年 1 月 1 日)。

今回の改正では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までに新たに住居確保給付金を申請した者の支給期間を最長 9 か月から最長 12 か月へ延長することを可能としています。

この点に関して、令和 2 年 4 月分から受給を開始し、再々延長が必要な方の延長申請について、自立相談支援機関及び自治体に対して、令和 3 年 1 月中に申請・決定手続きを完了できるよう相談対応を開始することが求められています。

また、今般の住居確保給付金の受給者の状態像に応じ、以下のとおり求職活動要件及び資産要件の見直しが行われました。

(1) 当初・延長・再延長中(1 か月目～9 か月目)の受給者の求職活動要件

イ) 離職・廃業

① 公共職業安定所への求職の申込み

② 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職(常用就職)を目指した求職活動

ロ) 休業等

① 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

(2) 再々延長中(10～12 か月目)の受給者の求職活動要件

イ) 全ての受給者

① 公共職業安定所への求職の申込み

② 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職(常用就職)を目指した求職活動

(3) 再々延長(10～12 か月目)申請時における資産要件

再々延長を申請する方の資産要件については、(再々延長の)申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 3 を乗じた額(当該額が 50 万円を超える場合は 50 万円)以下であること。

なお、同日、厚生労働省は、今回の省令改正に関するパブリックコメントの結果と厚生労働省の考え方を示しています(次頁参照)。

厚生労働省 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000712955.pdf>

e-Gov 「「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200328&Mode=1>

「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」
 に対して寄せられた御意見について

※ 全社協地域福祉部整理

パブリックコメントの概要（主なもの）	厚生労働省の考え方
(1) 給付金の支給期間の延長等	
<ul style="list-style-type: none"> ● 延長に当たって資産要件を厳格化することに反対である。 ● 資産要件の厳格化は、本制度によってなんとか生活不安を免れている人びとを制度対象から排除するものであり、この制度がコロナ禍において果たした困窮者支援の意義を大きく損ない、生活不安定層をさらに苦しい状況に追いやる可能性がある。 ● 10ヶ月目以後の延長を申請するにあたって預貯金を世帯で最大50万円までしか認めないことにすると、かえって将来の困窮状態を深めてしまう恐れがある。 ● 今回の第三波により利用者は引き続き、収入回復のきっかけがつかめる状況にないことから、10ヵ月目以降の受給者に対する資産要件の厳格化を許容し、正当化する根拠が見出せない。 ● 預貯金の減少は、今後、本給付金でなんとか乗り切った後の事業や就労の再起を困難にする可能性がある。 ● 資産要件の厳格化は、コロナが収まらず状況が改善していないことから、生活再建につながらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産要件については、受給中の生活費を補う必要があることに基づき設定されていること等を踏まえ、申請日の属する月から起算して第10月目から第12月目までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けようとする場合における資産要件については、3月分の生活費相当額以下であることとしております。 ● 受給されている方の生活の再建に向けて、給付金の支給にあたり、適切な支援を行ってまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 延長に当たって求職活動を求めることに反対である。 ● 離職していない休業者等に対してまで求職活動を義務付けることに強く反対する。 ● 給付金の延長に際して就職活動義務付けが再び要件となっているが、これは理由があって止めていたものであるのに正当な理由なく復活させている。 ● 求職活動を要件とするのは現職に影響が出てくる可能性もあり、現実的なものではない。 ● 転職を望まない利用者にもまで転職活動を義務付けることは理不尽である。 ● 離職していない人が、別会社への就職活動を行った場合、元の会社から解雇される・事実上来なくてよいといわれる・職務専念義務違反で解雇される等不利益を被ることが予想できる。 ● 求職要件について、就職活動要件が必須ではなくなったことは、自営業者や大学生等へ本給付金受給の道を開いた。コロナ禍が続く現在、いったん開いた扉を閉ざすことは、昨今問題視されている自殺の増加などメンタルヘルスに対しても国民的悪影響となりうる。 ● 休業者等に対してまで求職活動を義務付けることについては、不要な外出をせざるを得なくなることで、新型コロナウイルスの感染リスクも高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業している個人の給与等を得る機会が当該個人の都合等によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は事業の廃止の場合と同等程度の状況にある場合（以下「休業等」という。）により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者については、求職要件を「誠実かつ熱心に求職活動」を行うことで足りることとしています。 ● 一方、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和2年度中に新たに給付金を申請した者の支給期間については、特例として、支給期間を最長9か月から最長12か月へ延長することを可能としており、申請日の属する月から起算して第10月目から第12月目までに当たる月分の給付金の支給を受けようとする場合における求職要件については、①公共職業安定所への求職の申込み及び②期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職（常用就職）を目指した求職活動の要件を適用することとしています。 ● 給付金の支給を受ける方の生活の再建に向けて、適切な支援を行ってまいります。

パブリックコメントの概要（主なもの）	厚生労働省の考え方
(1) 給付金の支給期間の延長等（続き）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 求職要件と資産要件の厳格化については撤廃するよう再考を求める。 ● コロナ禍が続いている今、利用のためのハードルを上げるべきではない。外国籍や路上生活者の方も含む、すべての人々のために、使いやすく・生命の維持に対して適格的という限りでの、制度改正をお願いしたい。 ● 特に 10 カ月以降の再々延長を望む者について、すべての受給者に対して求職要件と資産要件が厳しくなる。未だに生活困窮者の立場にあり復帰が難しい方たちが要件をクリアできないことで、家賃滞納をするようになると、家主の経済状況も深刻なものとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 求職要件について、休業等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者については、「誠実かつ熱心に求職活動」を行うことで足りることとしています。 ● 一方、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和2年度中に新たに給付金を申請した者の支給期間については、特例として、支給期間を最長9か月から最長12か月へ延長することを可能としており、申請日の属する月から起算して第10月目から第12月目までに当たる月分の給付金の支給を受けようとする場合における求職要件については、①公共職業安定所への求職の申込み及び②期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職（常用就職）を目指した求職活動の要件を適用することとしています。 ● 資産要件については、受給中の生活費を補う必要があることに基づき設定されていること等を踏まえ、申請日の属する月から起算して第10月目から第12月目までに当たる月分の給付金の支給を受けようとする場合における資産要件については、3月分の生活費相当額以下であることとしております。 ● 給付金の支給を受ける方の生活の再建に向けて、適切な支援を行ってまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 期間延長について期間が短すぎる。雇用のごことを考慮すると2・3年は必要。 ● 今回の改正では、さらに3か月（1回）の延長とのことだが、新型コロナウイルスによる就労や経営の困難は、この限りに留まるものではないため、さらなる延長等を検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金については、就職を容易にするために住居を確保する必要があると認められるものに対し支給するものであり、有期の支援としております。
(2) 給付金の支給要件に係る特則の変更等	
<ul style="list-style-type: none"> ● 緩和されていた求職要件を復活することに反対である。 ● 日々新型コロナウイルス陽性者が増加し求職活動もこれまで以上に困難になっている。今になって何故給付基準を厳しくするのか。 ● いま雇用条件が厳しい中で、あえてこの条件を設ける必要性は理解できない。こうした活動を要件とすることは感染拡大防止にもそぐわず、また解雇や求職で心にダメージを負った方には極めて厳しい条件となる。自死の誘発にもつながりかねない。 ● 求職活動を行うことが必須という点に賛同できない。家を失うかという瀬戸際にある人たちに、これ以上、辛い思いをさせて良いものではない。 ● 求職要件について、さまざまな面で「水際作戦」が起きやすくなり、それでは必要な人に届かなくなってしまうのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職又は事業の廃止により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者については、新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、特例として求職要件を緩和していたところ、今般一定期間が経過したことを受け、生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5号に定める求職要件を適用することとしています。 ● なお、申請日の属する月から起算して第1月目から第9月目までに当たる月分の給付金を受けようとする場合における、休業等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者の求職要件については「誠実かつ熱心に求職活動」を行うことで足りることとしています。

パブリックコメントの概要（主なもの）	厚生労働省の考え方
(2) 給付金の支給要件に係る特則の変更等（続き）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 特に今現在3か月の支給決定を受けている方について、その支給決定期間中である1、2月にも厳しい求職要件を課すのは、手のひら返し、はしご外しそのものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在給付金を受給している方の求職要件については、受給しようとする方の生活再建を早期に図る必要があることから、生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5号に定める求職要件を適用することとしています。
(3) その他	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「ハローワークでの」ではなく、ハローワーク登録必須のうえ他会社様での活動でもよいことにした方がいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行っていただくこととしておりますが、公共職業安定所に加え、他機関を活用した求職活動を行っていただくことも可能です。
<ul style="list-style-type: none"> ● ただでさえ多数の案件を抱え疲弊している窓口職員に過大な負担を与えるものである。 ● 忙しい現場がより疲弊してしまう愚策である。くる日も来る日も相談者が押し寄せていて、本当に大変であり、業務量の増加にギリギリのところまで耐えている。 ● 各福祉事務所、社協、生活困窮者自立支援法にもとづく相談事業の窓口においては、相談や申請の増加が、若干の人員増加を行っても対処できないレベルに達していることが問題視されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本省令は、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援法施行規則について、給付金の支給期間の延長等、給付金の支給要件に係る特則の変更等、様式第1号の改正を行うものであり、いただいたご意見は本省令の内容と直接の関係はありませんが、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関においては、生活に困窮される方々への自立支援を実施していただいているところ、支援をさらに強化するため、相談員の加配など自立相談支援機関の体制強化に必要な予算を措置する等の取り組みを行っております。

厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月25日）及び「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」（令和2年12月28日）

令和2年12月25日、厚生労働省は、障害福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として、必要な感染症の知識や対応方法等を「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を公表しました。

また、12月28日には、障害福祉サービス施設・事業所の業務継続計画（BCP）の策定を支援するため、「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等」を公表しました。

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等について

(1) 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

- 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系） PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_nyuusyo-2_s.pdf
- 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（通所系） PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_tuusyo-2_s.pdf
- 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（訪問系） PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_houmon-2_s.pdf

(2) 障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について

- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン PDF
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712997.pdf>
- （入所・入居系）新型コロナウイルス感染症 BCP ひな形 WORD
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712949.doc>
- （通所系）新型コロナウイルス感染症 BCP ひな形 WORD
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712950.doc>
- （訪問系）新型コロナウイルス感染症 BCP ひな形 WORD
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712951.doc>
- （別添）新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続疑ガイドライン（様式ツール集） EXCEL
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712952.xlsx>

厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

厚生労働省「生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」（令和2年12月16日）

令和2年12月16日、厚生労働省は、過去の携帯電話利用料の滞納状況等に一定の配慮をし、携帯電話等の契約を行うことができる通信事業者のリストに関する事務連絡「生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」について」を発出しました。

事務連絡では、生活福祉資金貸付等の支援を行う際に、経済的な理由から携帯電話サービスの利用が難しい支援対象者に対して、携帯電話等の契約を行うことができる通信事業者があることを紹介し、希望に応じて当該事業者の連絡先や問い合わせ方法を案内する等により、リストを活用することが求められています。

なお、事業者リストについては、福祉事務所や生活困窮者自立支援担当部局、ひとり親家庭施策担当部局、公共職業安定所の一部窓口、地域生活定着支援センターや保護観察所へも送付されています。

厚生労働省「生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」について
<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/>

※ 本事務連絡は、『社協の杜』からダウンロードすることができます。

制度・施策等の動向

内閣府「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月 24 日）

令和 2 年 12 月 24 日、内閣府は、令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ（座長：鍵屋 一 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授）がとりまとめた「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」を公表しました。

このサブワーキンググループは、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（令和 2 年 3 月）において、台風第 19 号等から課題を教訓とし制度的な検討が必要な取組については令和 2 年度以降も検討を行うとしたことを踏まえ、高齢者等の避難の実効性確保に向けた、更なる促進方策について検討を行うために設置されたものです。

サブワーキンググループでは、6 月の初会合以降、自ら避難することが困難な高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者の名簿、避難行動要支援者の避難に係る個別計画、福祉避難所等、地区防災計画に関する制度面における改善の方向性等について、8 回にわたって議論が行われました。

なお、サブワーキンググループには、全社協政策委員会委員である阿部 英一 東松島市社協常務理事・事務局長（全社協地域福祉推進委員会委員）が参画するとともに、検討にあたって、豊中市社協に対してヒアリングが行われる等、高齢者等の避難に関して、社協の立場からの意見を伝えていきました。

今回の最終とりまとめでは、①避難行動要支援者名簿、②個別計画、③福祉避難所等、④地区防災計画に関する制度上の課題等を踏まえ、以下のような対応の方向性が示されました。

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携が必要。
- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、福祉専門職や社会福祉協議会などの個別計画策定等関係者と連携した個別計画の策定が有効。個別計画の策定をさらに促進するため、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付けを明確化。
- 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設。
- 地域内に個別計画が策定されている場合の地区防災計画の素案作成に当たっては、個別計画において記載された避難支援の内容を前提として、地域全体での避難その他の防災の取組を計画することについて、周知・促進。

また、最終とりまとめの中では、社協がこれまで災害支援で実践してきた取組等を踏まえ、「避難行動要支援者名簿」や「個別計画」において、社協に期待される役割や機能等が、盛り込まれています。

その中で、個別計画を策定する際の関係者との連携については、福祉専門職や社協を始めとして、策定の際に連携する相手方としては多様な主体が考えられることから、地域の実情を踏まえ、自らの地域にとって最善な連携の在り方を検討することが重要であるとされています。

令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）における
社協に関する記述

※ 全社協地域福祉部整理

項目	最終とりまとめの記述
(1) 避難行動要支援者名簿	
平常時からの名簿情報等の提供の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法では、名簿情報の提供先を例示しつつ規定しているところではあるが、避難行動要支援者名簿や個別計画の情報について、災害の発生に備え、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、社会福祉協議会、地域医師会、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、自主防災組織等の避難支援等関係者に対して、事前の提供を促進する必要がある。
名簿の更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 名簿を活用した避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携することが有効である。
(2) 個別計画	
個別計画の策定に係る方針及び体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別計画を連携して策定する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療などの関係する部署のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会長・自治会長等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等がある。 ● …個別計画を策定する際の関係者との連携は、福祉専門職や社会福祉協議会を始めとして、策定の際に連携する相手方としては多様な主体が考えられることから、地域の実情を踏まえ、自らの地域にとって最善な連携の在り方を検討することが重要である。
個別計画策定手順の主な要素	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが適当である。この会議には、地域の実情に応じ、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織その他の個別計画策定等関係者が参加することが想定される。避難行動要支援者と関係者が円滑に意思疎通ができるようにするなど、本人の状況に応じた合理的配慮がなされることが望ましい。なお、庁内外の防災と福祉・保健・医療などの関係者をつなぐことが、地域調整会議を円滑に実施する上で重要である。
避難行動要支援者や支援する者に負傷等万一のことがあった場合の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではないと位置付けることが適当である。このことから、計画策定主体である市区町村や、福祉専門職や社会福祉協議会など個別計画の策定事務の一部を受託等した者、民生委員や自主防災組織など個別計画策定等関係者、避難行動要支援者の避難を支援する者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして位置付け、周知することが適当である。

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ（概要）

※ 全社協地域福祉部整理

避難行動要支援者名簿関係

<課題と背景>

- 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市区町村で作成を完了しているが、真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。

<対応の方向性>

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携。

個別計画関係（避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。）

<課題と背景>

- 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害を受けていることを踏まえれば、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、何らかの方策が必要である。
- 個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。

<対応の方向性>

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。
- 市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、**社会福祉協議会**、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定。
- 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。並行して、本人（状況により、家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。
- 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。

福祉避難所等関係

<課題と背景>

- 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。
- また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられることができる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。

<対応の方向性>

- 個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。
- 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。
- 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。

地区防災計画関係

<課題と背景>

- 地区防災計画は、地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。
- 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画素案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者（地域での防災関係の有識者、市区町村職員など）が不足していることが課題である。

<対応の方向性>

- 事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。
- 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

また、同日、内閣府は、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」も公表しています。

この最終とりまとめでは、避難情報に関して、早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直すことや、広域避難に関して、「災害が発生するおそれ」の段階で、国の対策本部設置や地方公共団体が避難先・避難手段の協議・要請を行える仕組みの制度化等を提言しています。

「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」最終とりまとめ（概要）

※ 全社協地域福祉部整理

避難情報関係

＜課題と背景＞

- ① 警戒レベル4 避難勧告で避難せず被災する人が多いが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示（緊急）の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また、両方が警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくい
- ② 現行の警戒レベル5「災害発生情報」は、取るべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していない
- ③ 現行の警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は、名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備」から名称が始まるため、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくい
 - 想定される浸水が浅く、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しても、立退き避難しか勧告・指示することができない
 - 高齢者等に早期避難を促すことができる明確な規定がない

＜対応の方向性＞

- ① 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化（現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する）
- ② 災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ
- ③ 早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し
 - 警戒レベル4 避難指示で、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことを可能とする規定とし、屋内で安全確保することも促すことができるようにする
 - 警戒レベル3で高齢者等に避難すべきタイミングである旨を情報提供し、早期避難を呼びかけることができる規定とする

広域避難関係

＜課題と背景＞

- 災害発生前に国が対策本部を設置できない
- 「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が、避難先・避難手段の調整を行う仕組みがない

＜対応の方向性＞

- 「災害が発生するおそれ」の段階での国の対策本部設置の制度化
- 「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が避難先・避難手段の協議・要請を行える仕組みの制度化

なお、『NORMA 社協情報』（令和3年1月号）では、今回の最終とりまとめに関連して「社協に期待される避難行動要支援者への支援」を特集し、岩手県・奥州市社協、福岡県・久留米市社協の事例を紹介する予定です（令和3年1月中下旬発送予定）。

内閣府 令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）

http://www.bousai.go.jp/pdf/201224_kourei.pdf

内閣府 令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/koreisubtyphoonworking/index.html>

内閣府 令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）

http://www.bousai.go.jp/pdf/201224_kouiki.pdf

【参考】平成 30 年市区町村社協における避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく個別の策定の有無（N=1,512）



（出所）『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

厚生労働省「社会福祉法人の認可について」等の改正（令和2年12月25日）

令和2年12月25日、厚生労働省は、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、社会福祉法人関係手続において、社会福祉法人等に対して、押印を求めている手続について、当該押印を不要とする見直しを行うため、以下の通知の改正を行いました（施行日：令和3年1月1日）。

- 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）
- 「社会福祉法第55条の2の規程に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知）
- 「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局基盤課長通知）

あわせて、同日、厚生労働省は、今回の通知の改正の趣旨を踏まえ、社会福祉法人による各種届出書類の頭紙や監事監査報告書等の押印を不要とする取り扱いを示した、事務連絡「社会福祉法人の設立・運営に係る手続における押印の廃止について」を発出しました。

なお、同日、厚生労働省は、今回の通知の改正に関数パブリックコメントの結果と厚生労働省の考え方を示しています。

「社会福祉法人の認可について」等についての一部改正（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

※ 全社協地域福祉部整理

パブリックコメントの概要	厚生労働省の考え方
● 申請書の押印を廃止した場合、社会福祉法人以外の者による偽造が懸念される。押印廃止に伴う偽造について、対応策はどのようになっているのか。	● 御指摘の点については、添付書類の確認や申請者とのやりとりなど、一連の申請書の審査手続を通じて、適切にその真正性を担保してまいります。
● 申請結果等の通知や証明書・免許等については、正当性・公平性の確保の観点から、電子署名のような代替策がない場合には、押印又は署名の廃止には反対である。	● 今般の改正は、社会福祉法人等から、行政機関に提出される申請書類における押印を廃止するものであり、それらの真正性は、添付書類の確認や申請者とのやりとり等により確保できることから、電子署名のような代替策は不要と考えています。
● 現状としては実態に即した内容だが、今後の社会動向を踏まえ、随時個別意見を募集いただきたい。	● 社会福祉法人の設立・運営に係る手続については、引き続き国民の皆様の御意見も伺いながら、その在り方について検討を加えてまいります。

厚生労働省（最終改正：令和2年12月25日）社会福祉法人の認可について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000711587.pdf>

厚生労働省（最終改正：令和2年12月25日）社会福祉法第55条の2の規程に基づく社会福祉充実計画の承認等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000711607.pdf>

厚生労働省（最終改正：令和2年12月25日）会計監査及び専門家による支援等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000711640.pdf>

厚生労働省 社会福祉法人の設立・運営に係る手続における押印の廃止について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000711569.pdf>

e-gov 「社会福祉法人の認可について」等についての一部改正（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200295&Mode=1>

法務省「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント」 (締切：令和3年1月27日)

令和2年12月28日、法務省は、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントを開始しました(締切：令和3年1月27日)。

今回の改正は、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、後見登記等に関する政令において押印を求めている手続について、押印を不要とする改正を行うものです。

(※) 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

具体的には、後見登記等に関する省令において、押印を求めている次の手続の規定について、押印を不要とする改正を行うこととしています。

- 後見登記等の登記事項証明書等の交付請求(第17条第2項)

なお、『News File No.54』(令和2年12月21日)にてお伝えしたとおり、後見登記等に関する政令において、押印を求めている以下の手続の規定について、押印を不要とする改正を行う「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令案」に関するパブリックコメントも引き続き行われております。(締切：令和3年1月18日)

- 後見登記等の登記申請(第5条第2項)
- 後見登記等の登記申請書等の閲覧請求(第12条第3項)

e-Gov 「後見登記等に関する政令の一部を改正する省令案」に関する意見募集
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080230&Mode=0>

e-Gov 「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080229&Mode=0>

法務省 成年後見登記
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai_index_seinenkouken.html

情報提供・ご案内

日本ボランティアコーディネーター協会「新春企画！オンライン対談：社協のこれからをマジで考える～社協経営に第三の道はあるのか？～」(令和3年1月12日～14日)

地域福祉の担い手として地域で役割を果たしてきた社協は、何回目かの大きな岐路に立たされています。高齢者や障害者の福祉から、生活困窮者支援がもう一つの大きな柱となり、新たな制度を担う主体としての期待がすすんでいる地域が多くあります。

さらに毎年発生する自然災害がそこに折り重なってくる中で、地域福祉の担い手として、現状の取り組みでいいのでしょうか。本当の意味での住民参加とは、住民主体を旨とする社協の活動は、そしてボランティアコーディネーションにできるのはここまでなのか、どうなのか。

一方で、社会福祉協議会も非営利組織としての経営を考えなくてはなりません。行政からの委託や補助事業、介護保険制度などの事業収入を第一、第二の道とするならば、第三の道はあるのでしょうか？事業と経営との両立を考える中で、まだまだ答えのないこの問いについて、経営にも関わる社協マンと、15年以上NPOの経営を行う石原氏が対話形式で考えます。

日本ボランティアコーディネーター協会 新春企画！オンライン対談：社協のこれからをマジで考える

【企画概要】

- 第1夜☆令和3年1月12日(火) 19:00～21:00
阪南市社協(大阪府)事務局次長 猪俣 健一さん
 - 第2夜☆令和3年1月13日(水) 19:00～21:00
千代田区社協(東京都)地域協働課長 梅澤 稔さん
 - 第3夜☆令和3年1月14日(木) 19:00～21:00
黒部市社協(富山県)総務課長補佐兼経営戦略係長 小柴 徳明さん
※ 聞き手はいずれも石原達也(特定非営利活動法人 岡山NPOセンター 代表理事)さん
全体司会：三田響子、青山織衣
- 【参加方法】Zoomによるオンラインセミナー
【参加費】一般：各回3,000円、JVCA会員：各回2,700円
一般3回セット：8,000円、JVCA会員3回セット：7,200円
※参加者を対象に、1回分を1000円(追加料金)で資料提供します(見逃し配信)

【対象】本企画に関心のある方であればどなたでも

【定員】30人

【申込方法】以下の2つから申込方法をお選びいただき、お申し込みください。

(1) フォームでのお申込み

申込みフォームに必要事項をご記入ください。お申し込み後、振込案内を返信します。

〔申込みフォーム〕 <https://ws.formzu.net/dist/S21282003/>

(2) peatixでのお申込み

<https://peatix.com/event/1748129/view>

【問合せ先】日本ボランティアコーディネーター協会 (JVCA)
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂2丁目13番地 末よしビル別館30D
TEL:03-5225-1545 E-mail: jvca@jvca2001.org

日本ボランティアコーディネーター協会 オンライン対談：社協のこれからをマジで考える
<https://jvca2001.org/post-3932/>

東京ボランティア・市民活動センター「コロナ禍とボランティア・市民活動～これまでとこれから～」(令和3年1月30日)

2020年、あっという間に広がった新型コロナウイルス感染症は、人びとの仕事や生活に大きな打撃を及ぼし、生活困窮に陥る人びとが急増しました。とくにパート・アルバイトなど非正規就労者、ひとり親家庭、外国人技能実習生、難民など、社会的に脆弱な人びとがより厳しい状況に追い込まれ、最近では若い女性などの自殺の増加が心配されています。

一方、多くのボランティア・市民活動は、人との接触自体がリスクとなるコロナ禍ゆえに、一時休止に追い込まれましたが、その後、活動の仕方や集まり方を工夫して、活動を再開するグループや団体・機関が増えています。感染リスク防止の環境整備のうえでの対面型の活動(少人数、時間短縮、消毒の徹底など)、手紙・電話・SNS・ビデオ通話などを活用した遠隔コミュニケーションによる声かけ・情報提供・相談・研修、また、クラウドファンディングでの資金集め、生活困窮者への支援物資の配達などが、それです。

こうしたなか、東京ボランティア・市民活動センター運営委員会は、コロナ禍での社会課題の広がりや変化、また、それに対するボランティア・市民活動のあり方について議論を重ねてきました。そして今回、すぐには収束しそうにない、このコロナ禍でのボランティア・市民活動のあり方をめぐり、標題のとおりシンポジウムを企画しました。それぞれの活動現場における工夫や知恵を共有しながら、今後の課題を議論できたらと思います。ボランティア・市民活動に関わるみなさまの参加をお待ちしております。

東京ボランティア・市民活動センター「コロナ禍とボランティア活動～これまでとこれから～」

【日 時】 令和3年1月30日(土) 14:00～16:30

【開催方法】 オンライン(Zoom) 及び会場(飯田橋セントラルプラザ)

【参加費】 無料

【申込方法】 下記ホームページよりお申込みいただけます。

<https://www.tvac.or.jp/news/50563>

【テーマ】 コロナ禍とボランティア活動～これまでとこれから～

【主な内容】

① 課題提起

「ボランティア・市民活動と感染症予防」
瀧澤 利行さん(茨城大学教育学部教授)

② 報告

「活動団体へのコロナ禍の影響と対応 この間の調査・取り組みから」
東京ボランティア・市民活動センター

「活動団体への資金支援等と今後の資金の状況は？」
関口 宏聡さん(認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会)

③ 運営委員の活動現場からの提起

「学生の想いと活動は？」
長瀬 健太郎さん(NPO法人good!)と学生のみなさん

「難民支援の現場から」
石川 えりさん(認定NPO法人難民支援協会)

「子育て支援の現場から」
松田 妙子さん(NPO法人せたがや子育てネット)

「地域の中の居場所から」
小池 良実さん(岡さんのいえ TOMO)

④ パネルディスカッション

「これからのボランティア・市民活動」

【問合せ先】 東京ボランティア・市民活動センター

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 10階

運営委員会シンポジウム担当(榎本・熊谷・長谷部)

TEL:03-3235-1171 FAX:03-3235-0050

東京ボランティア・市民活動センター | コロナ禍とボランティア活動～これまでとこれから～
<https://www.tvac.or.jp/news/50563>